

定価(消費税込)一箇年 一七・六〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

規則 次

○山梨県登山の安全の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則………一

規則

山梨県規則第一号
山梨県登山の安全の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年一月二十一日

山梨県知事 長崎幸太郎

山梨県登山の安全の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則
山梨県登山の安全の確保に関する条例施行規則(平成二十九年山梨県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「とする」を「及び株式会社ヤマップとする」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

号外第二号

令和八年
一月二十一日

水曜日

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番